

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）における短期利用共同生活介護費（ショートステイ）の算定要件の確認及び要件を満たしていない場合の手続き

グループホームにおけるショートステイは、次の全ての要件を満たしている場合にのみ提供できる（介護報酬の算定ができる）とされております。

- (1) 指定基準に定める従業者の員数を置いていること。（人員欠如でないこと）
- (2) 指定を受けた日から起算して3年以上の期間が経過していること。
- (3) ユニットの定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。ただし、一のユニットにおける利用者の数は1名とすること。
- (4) 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- (5) 十分な知識を有する介護従業者¹が確保されていること。

1 十分な知識を有する介護従業者とは、認知症介護実務者研修のうち「専門課程」又は認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」若しくは認知症介護指導者養成研修を修了している者。

このうち、本市においては、構造改革特区に認定されていたことから、(2)の指定後3年以上経過の要件については不問とされ、(5)の要件については、平成19年3月までに満たしていればよい旨の経過措置がとられていました。

このため、昨年4月に「介護給付費算定に係る体制等」を提出していただいた際に、全ての認知症対応型共同生活介護事業所において、短期利用が算定できることとしておりました。

しかし、本年3月末をもって(5)の要件についての経過措置が終了していることから、貴事業所において、(5)の要件を満たしているか、次により確認願います。

【「十分な知識を有する介護従業者が確保されている」を満たす要件】

グループホームの従業者として、「専門課程」、「実践リーダー研修」又は認知症介護指導者養成研修を修了しているものがある。

（「基礎課程」や「実践者研修」のみ修了している者では算定できません。）

上記の者が介護従業者の職についている。

（管理者や計画作成担当者は、直接介護に従事していないので介護従業者としては認められません。ただし、当該職と介護職を兼務している場合は可能です。）

なお、この者は常勤・専従でなくとも差し支えありません。

上記要件を満たしていないグループホームにおいては、ショートステイの提供ができないことから、「介護給付費算定に係る体制等」に変更が必要になりますので、次の必要書類を長寿介護課へ提出願います。

また、要件を満たしている事業所においても、今後、「十分な知識を有する介護従業者」の異動又は退職等により要件を満たさなくなった場合は、同様に変更の手続きが必要になりますので、ご留意願います。

「介護給付費算定に係る体制等」の変更に係る必要書類

- ・ 指定地域密着型サービス事業所変更事項届出書（様式第 43 号の 3）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表